

一宮市公衆無線LAN利用規約

(目的)

第1条 この規約は、市民サービス、観光客等の利便性の向上及び災害時における災害関連情報の提供などにより、防災・減災を図るために一宮市（以下「市」という。）が開設した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 無線LANの利用場所は別表に定める。また、利用時間はそれぞれの施設における開庁・開館等時間内とする。ただし、災害発生時やイベント等市長が特に必要があると認めた場合は、これを使用することができる。

(無線LAN使用のための準備等)

第3条 無線LANの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等無線LAN（Wi-Fi）機能を搭載した端末
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
- (3) Webブラウザ等

2 無線LANを利用するために接続するSSIDは、「138_Ichinomiya_Free_Wi-Fi」とする。

3 WEPキーについては、これを定めない。

4 無線LANへ接続する通信機器のウイルスチェック等のセキュリティ対策など、必要な対策は利用者が行うものとする。

5 インターネット接続機能の利用については、市が委託する通信事業者が別に定める利用規約に同意しなければならない。

6 無線LANの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(規約の同意)

第4条 無線LANの利用者は本規約に同意したものとする。

(利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほかこの規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と市長が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 市又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 市又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて又は無線LANに関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等著しく大量なデータ送信
- (11) 無線LANの利用のみを目的とし滞在する行為
- (12) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は市長が不適切と判断する行為

2 前項に該当する利用者の行為によって市、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、無線LANの運用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおり実施できなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他、市長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合

2 無線LANの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、市長は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報の内容等については、市長は一切保証しないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他無線LANに関連して発生した利用者の損

害について、市長は一切責任を負わないものとする。

- 3 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、市長は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者が無線LANを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、市長は一切の責任を負わないものとする。
- 5 市長は、無線LANの利用状況の調査、サービスの向上や市施策の参考などを目的として、利用者のアクセスログ、MACアドレスの取得を行い利用することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 市長は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、平成28年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年7月11日から施行する。

附則

この規約は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成29年6月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年2月1日から施行する。

別表

施設名	所在地	備考
市役所本庁舎	一宮市本町2丁目5-6	
尾西庁舎	一宮市東五城字備前12	
木曾川庁舎	一宮市木曾川町内割田一の通り27	
葉栗出張所	一宮市大毛字南出120	
西成出張所	一宮市小赤見字郷浦53	
丹陽町出張所	一宮市三ツ井3丁目2-37	
浅井町出張所	一宮市浅井町前野字郷西85	
大和町出張所	一宮市末広3丁目6-1	
今伊勢町出張所	一宮市今伊勢町宮後字郷中茶原71-3	
萩原町出張所	一宮市萩原町萩原字河原崎79	
千秋町出張所	一宮市千秋町佐野字郷西48	
北方町出張所	一宮市北方町北方字勅使53-1	
奥町出張所	一宮市奥町字下口西83	
一宮地域文化広場	一宮市時之島字玉振1-1	
温水プール	一宮市若竹3丁目1-5	
大野極楽寺公園	一宮市浅井町大野字小屋裏1400	
アイプラザ一宮	一宮市若竹3丁目1-12	
一宮市テニスコート	一宮市今伊勢町馬寄字西流9-1	
尾西南部生涯学習センター	一宮市明地字宮東38	
総合体育館	一宮市光明寺字白山前20	
開明公民館	一宮市開明字柳苗代1-1	
尾西スポーツセンター	一宮市西五城字中川田36	
光明寺公園球技場	一宮市光明寺字大日東70	
北保健センター	一宮市木曾川町黒田字中沼南ノ切27	
木曾川体育館	一宮市木曾川町門間字沼間35	
玉堂記念木曾川図書館	一宮市木曾川町外割田字西郷中25	
一宮市民会館	一宮市朝日2丁目5-1	
138タワーパーク	一宮市光明寺字浦崎21-3	
一宮スポーツ文化センター	一宮市真清田1丁目2-30	
中保健センター	一宮市貴船町3丁目2	
博物館	一宮市大和町妙興寺2390	
子ども文化広場図書館	一宮市朝日1丁目6-9	
尾張一宮駅前ビル・中央図書館	一宮市栄3丁目1-2	
尾西図書館	一宮市東五城字大平裏19-1	
尾西歴史民俗資料館	一宮市起字下町211	
三岸節子記念美術館	一宮市小信中島字郷南3147-1	
尾西児童図書館	一宮市明地字上平33-1	
オリナス一宮	一宮市本町2丁目4-34	
夢織り広場	一宮市本町2丁目5-6	
木曾川文化会館	一宮市木曾川町内割田一の通り27	
中央子育て支援センター	一宮市栄3丁目1-2	
丹陽子育て支援センター	一宮市三ツ井3丁目2-37	
千秋子育て支援センター	一宮市千秋町天摩字山畑370-56	
黒田北子育て支援センター	一宮市木曾川町黒田字籠守西108	
里小牧子育て支援センター	一宮市木曾川町里小牧字神明東5-1	
ききょう会館	一宮市音羽1丁目5番17号	
尾西グリーンプラザ	一宮市富田字砂原2120-2	
ゆうゆうのやかた	一宮市北今字再鳥1-23	
エコハウス138	一宮市奥町字八瀬割40-1	
いちのみや中央プラザ	一宮市野口1丁目6-22	

(注) 無線LANを利用できるのは施設の一部エリアとなります。